

交渉情報	NO.37	日本郵便信越支社 郵便・物流オペレーション部
JP労組 信越地方本部	2019年11月22日	添付資料:1枚

年賀引受期間中における自動転送の実施について

日本郵便（株）信越支社郵便・物流オペレーション部は、本日（11月22日）「年賀引受期間中における自動転送の実施」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、新潟県内局（佐渡島内局を除く）における、年賀引受期間中の自動転送の実施について郵便局あてに指示するものです。

通常郵便物の自動転送を実施する局については、平常期と同様、インターフェイスファイル更新凍結期間も含み、新潟県内局全局で実施（佐渡島内局を除く）としています。

年賀郵便物の自動転送を実施する局については、下表のとおりです。

エリア	旧支店	旧集配センター					
95	三条	下田					
	燕	巻	分水	越後吉田	西川		
	白根						
	見附						
	加茂						
	新発田	聖籠	紫雲寺	川東	加治	菅谷	
	村上	大川谷					
	中条	関川					
94	柏崎	荒浜駅前	新道	田尻	中鯖石	北条	礼拝
	長岡西	来迎寺	七日町				
	高田	頸城	越後明治	浦川原	菱里	大平	牧村
		新井	妙高高原	関山	潟町	柿崎	吉川
31日交付分に限る	小千谷	片貝	竹沢	川口	岩沢	守門	
	六日町	塩沢	湯沢	五日町	石打		

年賀郵便物の自動転送の実施期間については、年賀引受期間中を通じて実施することとしますが、2020年1月4日（土）交付分からは、通常郵便物および年賀郵便物混合で自動転送を実施するとしています。

【労使対応】 単局窓口